

農山漁村 6 次産業化緊急対策推進事業

【10, 799 百万円】

対策のポイント

農林水産物の加工施設や新技術の実用化のための実証施設の整備、輸出拡大に向けたセミナーの開催、ミラノ国際博覧会出展に向けた基本構想の策定、卸売市場の整備等、6 次産業化・輸出拡大・新産業創出への取組を支援します。

<背景／課題>

- ・食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「農山漁村に存在する豊富な資源を有効に活用し、6 次産業化を推進することにより、付加価値を向上させ、雇用と所得を生み出し、農林漁業を更に成長産業化する」とされ、6 次産業の市場規模の拡大を目指すこととされたところです。
- ・農林漁業を成長産業化させるためには、農山漁村の 6 次産業化を進めるほか、「ジャパンブランド」の再構築等による輸出戦略の立て直し、「イノベーション」による新産業の創出等の取組を推進する必要があります。

政策目標

5 年間で 6 次産業の市場規模を現行（1 兆円）から 3 倍（3 兆円）に拡大し、10 年後には農林水産業と同程度の 10 兆円規模の市場育成を目指す

<主な内容>

1. 6 次産業化推進整備事業

5, 400 百万円

6 次産業化を推進するために必要な農林水産物の加工機械・施設、生産機械・施設の整備を支援します。

（補助率：1／2
事業実施主体：民間団体等）

2. 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

2, 597 百万円

「緑と水の環境技術革命総合戦略」の重点分野に位置づけられた技術等のうち、事業化が見込まれる新技術の実証施設の整備を支援します。

（補助率：1／2
事業実施主体：民間団体等）

3. 強い農業づくり交付金のうち卸売市場施設緊急整備対策 2, 506百万円
農林漁業者の所得の向上を図るため、高度な機能を有する卸売市場を整備する取組として、中央卸売市場における生鮮食料品等の品質・鮮度保持のための卸売場の低温化などの卸売市場の施設の改良、造成又は取得に対し支援します。

（ 交付率：都道府県への交付率は定額
（事業実施主体へは事業費の4／10以内、1／3以内）
事業実施主体：地方公共団体等 ）

4. 農産物等輸出拡大緊急対策事業 277百万円

（1）品目別団体を通じた我が国の食品の輸出拡大事業

品目別の団体が、海外において消費者や流通業者等を対象に、我が国の農産物や食品のセミナーを開催し、我が国の農産物等の安全性や魅力等について広く紹介を行い、輸出の拡大を図る取組を支援します。

（2）海外外食事業者を通じた我が国の食品の輸出拡大事業

外食事業者の団体等が、海外の外食事業者等を日本に招へいし、地域の生産者等の取組等を紹介することや我が国の農産物や食品の安全性や魅力等についてのセミナーを開催し、輸出の拡大を図る取組を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

5. ミラノ国際博覧会政府出展事業 19百万円

国際博覧会条約に基づき開催されるミラノ国際博覧会において、我が国の農業と食品産業の健全な発展のため、我が国の官民による食に関する取組状況等を広く出展、公開するための基本構想策定に必要な取組を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

お問い合わせ先：

- 1の事業 食料産業局産業連携課 (03-6738-6474 (直))
2の事業 食料産業局新事業創出課 (03-6738-6317 (直))
3の事業 食料産業局食品製造卸売課 (03-6744-2059 (直))
4(1)の事業 食料産業局輸出促進グループ
(03-3501-4079 (直))
4(2)の事業 食料産業局食品小売サービス課外食産業室
(03-6744-0481 (直))
5の事業 食料産業局食品小売サービス課外食産業室
(03-6744-0481 (直))